

8月1日(休)からは「オレンジ色」の新しい被保険者証を提示してください 後期高齢者医療被保険者証（保険証）などの更新時期です

新しい被保険者証（保険証）のご確認を

7月下旬に黄色い封筒で郵送しますので、住所、氏名、生年月日、性別、負担割合など記載内容をご確認ください。8月以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい被保険者証（保険証）を提示してください。

■一部負担割合を更新します

医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、平成30年中の所得をもとに判定を行い、「1割」または「3割」のいずれかに決定されます。被保険者証の記載をご確認ください。

- ▶ **3割負担の人**：平成30年中の課税所得が145万円以上ある被保険者が1人でもいる世帯の人
- ▶ **1割負担の人**：上記（3割負担）以外の人



後期高齢者医療制度 高額療養費の「自己負担限度額」について

高額療養費制度とは同じ月内に医療機関で支払った医療費の合計額について、決められた上限額（自己負担限度額）を超えて支払った分を払い戻す制度です。

この上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。（下記の表のとおり）

■限度額適用認定証（限度証）・標準負担額減額認定証（減額認定証）を更新します

医療機関で提示すると窓口負担額が自己限度額で済む限度証または減額認定証をすでに持っている人で、令和元年度も対象となる人には、8月から使用する新しい限度証または減額認定証を郵送します。

新規交付には、保険年金課窓口での申請手続きが必要です。

【新たに限度証の交付を希望する場合】

対 下記表の②、③にいずれか該当する人

【新たに減額認定証の交付を希望する場合】

対 下記表の⑤、⑥にいずれか該当する人

【共通事項】

持 印鑑、被保険者証、マイナンバーカード（または通知カード）

用 保険年金課 高齢者医療係

▶▶▶ 問合せ 保険年金課 ☎ 983・2710 ◀◀◀

[高額療養費制度 自己負担限度額]

所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	①現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+医療費が842,000円を超えた額の1% <4回目以降 140,100円(※)>	
	②現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円+医療費が558,000円を超えた額の1% <4回目以降 93,000円(※)>	
	③現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円+医療費が267,000円を超えた額の1% <4回目以降 44,400円(※)>	
一般	④一般 課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 <4回目以降 44,400円(※)>
住民税非課税	⑤住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円
	⑥住民税非課税世帯Ⅰ (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※過去12カ月以内（8月1日～翌年7月31日）に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた分の支給が4回以上あった場合、4回目以降から限度額が<>内の金額となります。

情報

平成 31 年度*国民健康保険税 納税通知書を 7 月下旬に発送します

国民健康保険税は、世帯主、被保険者などの前年中の所得に応じて計算されます。所得の合計額が基準額以下の世帯は、被保険者一人にかかる均等割額と一世帯にかかる平等割額が軽減されます。軽減の対象となる所得金額は、平成 31 年度*から以下のとおりに変更となりました。

軽減率	改正前(平成30年度)	改正後(平成31年度*)
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円+27.5万円×(被保険者および特定同一世帯所属者数)以下	33万円+28万円×(被保険者および特定同一世帯所属者数)以下
2割	33万円+50万円×(被保険者および特定同一世帯所属者数)以下	33万円+51万円×(被保険者および特定同一世帯所属者数)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する人

■国民健康保険税の限度額

国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3つで成り立っていますが、それぞ

れに限度額が設定されており、それ以上課税されません。限度額は年度により変わることがあります。

国民健康保険税	平成31年度*限度額	合計
医療給付費分	61万円	96万円
後期高齢者支援金分	19万円	
介護保険分	16万円	

災害などにより資産に重大な損害を受けた場合や、失業などにより収入が著しく減少した場合などで、国民健康保険税の支払いが困難なときは、一定の基準を満たすことで減免などが受けられる場合があります。納税通知書をご確認の上、ご相談ください。

*必要に応じて「平成 31 年度」は「令和元年度」に読み替えてください。

問国民健康保険の税額・減免について

課税課 ☎ 983・2626

問国民健康保険の加入・脱退について

保険年金課 ☎ 983・2604

募集

物忘れの悩みを共有しませんか？ オレンジリングの会

■オレンジリングの会

時 7月24日(水)午前10時～11時30分

内 物忘れなどがある人の家族を対象とした良い睡眠についてのミニレクチャーと座談会

講 杉本圭さん(睡眠健康指導士)

■オレンジの花をまんやかに

時 7月24日(水)午後1時30分～3時

内 物忘れなどがある人同士、家族同士の座談会

■共通事項

場 街中ほっとサロン

対 物忘れがある人、道が分からなくなったことがある人、およびその家族

申・問 7月17日(水)までに地域包括ケア推進課 ☎ 983・2689



▲物忘れで困ったことはありませんか？

募集

地域へ団体や企業を PR 公用車掲載広告募集

財源の確保と地域経済活性化を目的に、市の公用車へ企業広告を掲載する広告主を募集します。

期間	広告掲載日から1年間※更新あり
車両	広告未掲載車両32台
位置	左右のドア2面※前部または後部のいずれか
規格	ドア1面の大きさ以内、形は不問
方法	特殊フィルムによる貼り付け
料金	年54,000円(1台)

注 広告の作成および掲載、修復、撤去や市のロゴの移設などの費用は、すべて広告主の負担

掲載の決定 市広告掲載基準などで掲載の可否を決定し通知※希望車両が同時期に重複した場合、市広告掲載基準に基づき決定。掲載順位が同じ場合、抽選により決定

申・問 申請書(市ホームページよりダウンロード可)と広告案を行政課 ☎ 983・2615 ※詳細は市ホームページ